

受命裁判官認印

受命裁判官認印

和 解 調 書

事 件 の 表 示	平成25年(ワ)第1355号
期 日	平成27年3月16日午前10時30分
場 所	大阪地方裁判所堺支部第1民事部和解室
受 命 裁 判 官	松 田 亨
受 命 裁 判 官	金 川 誠
裁 判 所 書 記 官	山 田 啓 介
出 頭 した 当 事 者 等	原告代理人 尾崎博彦 原告代理人 忠政貴之 原告代理人 五條操 原告代理人 松尾善紀 原告代理人 赤松純子 被告代理人 [REDACTED]

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項のとおり

裁判所書記官 山 田 啓 介

(別紙)

当 事 者 目 録

大阪府中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル

原 告	特定非営利活動法人消費者支援機構関西				
	代表者理事	榎	彰	徳	
	同訴訟代理人弁護士	尾	崎	博	彦
	同	忠	政	貴	之
	同	五	條		操
	同	松	尾	善	紀
	同	赤	松	純	子

堺市堺区中瓦町1丁目1番17号

被 告	株式会社レンタルブティックひろ				
	同代表者代表取締役	山	口	朋	宏
	同訴訟代理人弁護士	[REDACTED]			

以 上

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、平成27年4月1日以降、消費者との間で貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。以下同じ。）を締結するに当たり、消費者からの申入れによる解約に伴い消費者が負担すべき金銭（以下「取消料」という。）について、別紙契約条項（変更前）記載の条項を内容とする契約を締結しない。
- 2 被告は、平成27年4月1日限り、貸衣装契約に係る取消料についての約定を、別紙契約条項（変更後）記載のとおり変更する。
- 3 被告は、原告に対し、平成27年4月1日限り、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を廃棄し、同日以後これを使用しないことを約束する。
- 4 被告は、原告に対し、本和解成立の日の翌日から起算して7日以内に、被告の従業員に対し、書面を交付するなどして以下の事項を周知させることを約束する。
 - (1) 消費者との間の貸衣装契約について、平成27年4月1日限り、取消料についての約定を、第2項の契約条項に変更すること。
 - (2) 消費者との間の貸衣装契約について、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を平成27年4月1日以降使用しないこと、及び同契約書用紙を同日限り速やかに廃棄すること。
- 5 被告は、原告に対し、第1項ないし第3項を誠実に実行することを約束し、それができなかった場合には、以下の金員を支払う。
 - (1) 被告が、第1項と異なり、平成27年4月1日以降、貸衣装契約に係る取消料について、消費者との間で別紙契約条項（変更前）記載の条項を内容とする契約を締結した場合、当該契約の当事者となった消費者1人当たり10万円。
 - (2) 被告が、第2項と異なり、平成27年4月1日限り、貸衣装契約に係る取消料についての約定を別紙契約条項（変更後）記載のとおり変更しなかった場合、

同月2日以降、第2項に従い取消料についての約定の変更を行うまで、1日当たり10万円。

(3) 被告が、第3項と異なり、平成27年4月1日限り、第1項の契約条項が記載された契約書用紙（「ご契約規定」と題する書面）を廃棄しなかった場合、同月2日以降、同契約書用紙を廃棄するまで、1日当たり10万円。

6 被告は、原告に対し、今後も消費者から貸衣装契約に関して苦情や相談等があった場合には、その解決に向け、真摯に対応することを約束する。

7 原告は、その余の請求を放棄する。

8 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

9 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

契約条項（変更前）

被告と消費者との間で締結される貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。）において、消費者からの申入れによる解約の場合に、下記の取消料を申し受ける旨の約定。

記

無 料	契約日～契約7日目までの解約
30%	契約8日目～利用日30日前までの解約
40%	利用日29日前～利用日10日前までの解約
50%	利用日9日前～利用日2日前までの解約
80%	利用日前日の解約
100%	利用日当日の解約

衣装代金（プラン利用の場合、プラン利用金額）に対して。

ただし、同種商品の品替えについては適用しない。

以上

契約条項（変更後）

被告と消費者との間で締結される貸衣装契約（被告の提携事業者を経由したものを含む。）において、消費者からの申入れによる解約の場合に、下記の取消料を申し受ける旨の約定。

記

無料	契約日～契約7日目までの解約
5%	契約8日目～利用日300日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、10%)
15%	利用日299日前～利用日240日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、20%)
25%	利用日239日前～利用日180日前までの解約 (ただし、契約日から60日を経過している場合、30%)
30%	利用日179日前～利用日30日前までの解約
40%	利用日29日前～利用日10日前までの解約
50%	利用日9日前～利用日2日前までの解約
80%	利用日前日の解約
100%	利用日当日の解約

衣装代金（プラン利用の場合、プラン利用金額）に対して。

ただし、同種商品の品替えについては適用しない。

以上